

行政組織の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第79号

### 行政組織の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

(野田市人権問題職場研修リーダー設置要綱の一部改正)

第1条 野田市人権問題職場研修リーダー設置要綱(昭和63年野田市告示第54号)の一部を次のように改正する。

別表総務部の項中「行政管理課長」を「行政管理課長 情報政策課長」に改め、同表土木部の項中「管理課長」を「管理課長 道路サービス課長」に、「用地課長 補修事務所長」を「用地課長」に改め、同表健康子ども部の項中「保育課長」を「子ども保育課長」に改め、同表教育委員会の項中「生涯学習課長 青少年課長」を「生涯学習課長」に改める。

(野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱の一部改正)

第2条 野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱(平成5年野田市告示第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「保育課長」を「子ども保育課長」に、「生涯学習課長 青少年課長」を「生涯学習課長」に改める。

別表第2中「保育課保育係長」を「子ども保育課保育係長」に、「中央公民館振興係長 青少年課青少年係長」を「生涯学習課青少年係長 中央公民館振興係長」に改める。

(野田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱の一部改正)

第3条 野田市社会福祉法人設立認可等審査会設置要綱(平成25年野田市告示第49号)の一部を次のように改正する。

別表健康子ども部の項中「保育課長」を「子ども保育課長」に改める。

(野田市旅券事務取扱要綱の一部改正)

第4条 野田市旅券事務取扱要綱(平成29年野田市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「取扱窓口」の次に「及び開設時間等」を加え、同条中「は、市民生活部市民課に設置」を「及び取扱窓口を開設する時間は、取り扱う旅券事務の区分に応じ、次のとおりと」に改め、同条に次の表を加える。

取り扱う旅券事務	取扱窓口	開設時間
一般旅券の交付	市民生活部市民課	日曜日及び月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
	愛宕駅前出張所	月曜日から金曜日までの午前9時から午後8時まで及び土曜日の午前9時から午後5時30分まで
一般旅券の交付以外の旅券事務	市民生活部市民課	月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分まで

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日（以下「閉庁日」という。）は、取扱窓口を開設しない。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

（野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会設置要綱の一部改正）

第5条 野田市鈴木貫太郎記念館建設準備委員会設置要綱（令和3年野田市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による市長と教育委員会との協議に基づく委任により、生涯学習部生涯学習課」を「市政推進室」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。